

令和4年度西原町予算編成方針

令和3年10月

1. はじめに

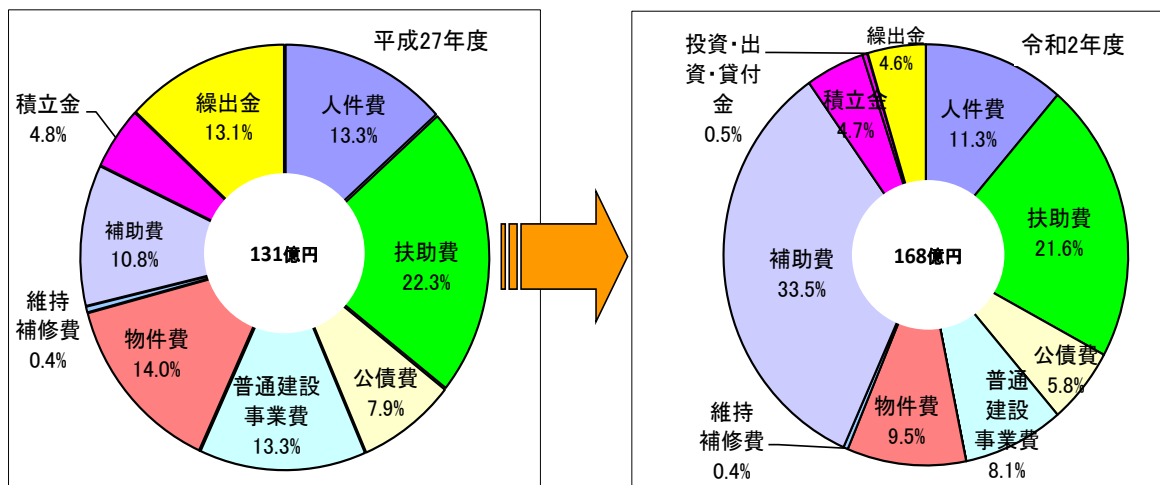
令和2年度は、拡大する新型コロナウイルス感染症に対応するため、感染症防止対策や生活支援及び事業者支援策など、当初予算では想定していない多額の経費が必要となり、予算においては第10号補正予算まで編成することとなった。歳入歳出決算額は過去最高額となり、歳出決算額の4分の1にあたる42億円余り(うち35億円は特別定額給付金事業)が新型コロナウイルス感染症対策関連経費という特殊な状況であった。(図1)

令和3年度においても、感染症の終息が未だ不透明な中、度重なる緊急事態宣言の発出やまん延防止重点措置に伴い、住民生活や経済活動への影響が長期化することが想定される。

令和4年度については、引き続き新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、政府が進める行政のデジタル化への対応など新たな課題にも取り組んでいく必要がある。

一方、令和3年度で期限を迎える沖縄21世紀ビジョン基本計画については、沖縄県において「新たな振興計画」策定の取組みがなされている。その中で平成24年度に導入された一括交付金制度は、県及び市町村が自主的・主体的に実施する事業を選択できる自由度の高い交付金制度として継続を求めており、内閣府公表資料においても継続することが明記されたところである。

図1. 決算額における性質別経費構成比



2. 国の動きと地方財政

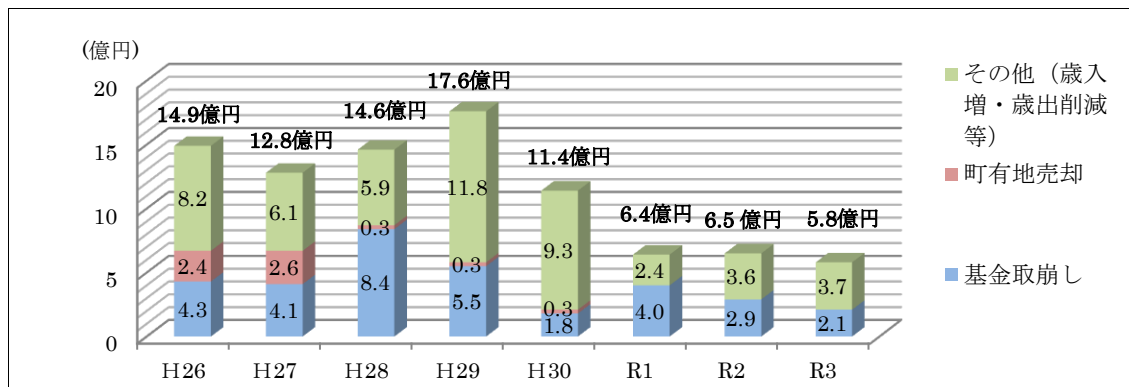
政府は、本年6月18日に「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(骨太の方針)を閣議決定した。日本の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の厳しい影響を受けていることから、引き続き感染拡大防止に万全を期し、経済財政運営について当面は、国民の雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための支援策を行い、経済の回復に最優先で取り組むとしている。また、社会保障関係費については、引き続き、団塊世代が75歳以上に入り始める2022年までに全世代型社会保障改革を推進し、社会保障の持続可能性を確保するとしている。

地方財政では、総務省の令和4年度地方財政収支の仮試算において、地方税の歳入が40.1兆円と、前年比5.4%増で試算された。また、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされている。しかし、扶助費をはじめとした社会保障関係費が増大している近年においては、増大分を地方自治体の懸命な歳出削減によって賄わざるを得ない状況に置かれている。

3. 本町の財政状況

これまで本町は、当初予算編成において概算要求時に生じた収支不足を最後まで埋めることができず、財政調整基金取崩し等の財源調整によって対応してきた(図2)。基金残高も大幅に減少し、予断を許さない財政状況が続いていたが、予算編成緊急アクションプラン(第二次)及び財政シミュレーションと対策の実行により、財政健全化に向けて改善が見られている。しかし、国民健康保険の県単位化による累積赤字の早期解消や歳出に占める扶助費の割合の大幅な増加に歯止めがかからないこと、さらには義務教育施設をはじめとする公共施設の老朽化など従来からの課題への早急な対応を迫られており、また、今後はデジタルガバメントの推進に伴う行政手続きのオンライン化への対応など新たな課題にも取り組んでいく必要がある。

図2. 各年度の予算編成における乖離縮減状況



本町の令和2年度決算における歳入では、町税が前年度決算額から4,258万円増の39億1,990万円となっている。また、地方交付税は8年ぶりに増額に転じ、1億3,727万円の増となり、令和3年度普通交付税額は国勢調査人口の更新による測定単位の増や町税の減収見込み等により2億4,840万円の増となった。今後も地方交付税の動向を注視し、コロナ禍の状況において町税や使用料等の減収が見込まれる中、いかに自主財源を確保していけるかが重要なポイントとなっている。

次に歳出では、補助費の割合が著しく増加しているが、その要因は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として行われた特別定額給付金事業(35億3,500万円)によるものである。歳出の21.6%を占める扶助費は、毎年度1億円以上の増加で推移しており、前年度決算額から1億2,874万円増の36億3,463万円となった。増額の主な要因は、子育て世帯への臨時特別給付金負担金5,947万円の皆増、障害児通所等給付費の5,259万円の増等があげられる。今後も増大する社会保障に伴い、扶助費は減額することなく増え続けていくことが見込まれている。

また、令和2年度の歳出総額においては、前述した扶助費の増や特別定額給付金の給付による皆増、農水産物流通・加工・観光拠点施設建設事業費の増、児童生徒用端末購入費の皆増等の影響により、前年度比47億4,494万円増の168億3,589万円となった。

また、財政調整基金をはじめとする各基金については、将来の支出に対応するため、西原町基金管理方針に基づき積み立てているが、ここ最近では、教育施設や給食センター等の公共施設の老朽化に伴い、空調設備等の修繕が頻繁に発生しており、今後も対応するための財源確保が必要である。さらに、西原西地区土地区画整理事業や南部広域行政組合中間処理施設の新炉建設事業など、完了までに多額の費用を要する事業にも対応していく必要がある。

このような厳しい財政状況の中であっても、自治体の役割として「最小の経費で最大の効果を」を常に意識し、「西原町まちづくり基本条例」で掲げた目指すべき将来像の実現のため、職員一人一人が全力をあげて予算編成作業にあたらなければならない。職員においては、財政状況を念頭におき、前例踏襲することなく常に事業の意義と改善を意識し、補助金の積極的な活用による財源確保や業務効率化の徹底などにより、真に必要な町民サービスを提供できるような予算要求をしていただきたい。

4. 予算編成方針

以上の現状をふまえ、各課においては、財源の確保はもちろんのこと、前例踏襲によることなく再度ゼロベースで事業の見直しを行い、優先順位を踏まえた事業選択を徹底し、全職員が責任をもって編成作業にあたる必要があることをご理

解願いたい。そのようなことから、下記事項に留意の上、編成すること。

- 1 実行計画事務事業表及び事業計画表のヒアリング結果並びに三役調整内容を反映させること。また、予算においては計画した額を上限とし、令和2年度実績を勘案して要求すること。原則として事業の優先順位により予算化を行うが、スクラップアンドビルドによる選択と集中の視点で現行事業の見直しを図ること。
※実行計画にない新規事業を要求する場合は、所管部長と調整の上、企画調整係・財政係のヒアリングを受け、実行計画に追加した上で予算要求を行うこと。
- 2 査定後の予算増については、交付決定、政策判断に基づくもの及び三役で確認したもの以外は増額しない。なお、年度途中の補正は、真に緊急でやむを得ないものに限られるので留意すること。
- 3 新たな財源の確保に努めるとともに、内部経費等の徹底的な見直しによる思い切った歳出削減に努めること。
- 4 懸案の事業など特に問題を含んでいるもの又は複数の課に関係する事業などについては、事前に関係機関又は関係課との協議をし、必要に応じ三役調整を行っておくこと。
- 5 現金確保の観点から、国・県支出金等で概算請求ができる場合は必ず実行し、不必要な一時借入が生じないようにすること。また、安定的な財源確保の手段として有効な口座振替による納付を積極的に推奨すること。
- 6 一部事務組合等については、負担金額が決定する前に、担当課でのヒアリング及び企画財政課長との調整を行うこと。
- 7 一括交付金を活用している事業についても予算要求を行うこと。
- 8 ウィズコロナ・アフターコロナを意識した事業のあり方を検討すること。
- 9 国、県補助が終了する場合は、原則として同時に事業廃止とする。事業が廃止となる可能性も視野にいれ、住民への周知や関係機関との調整等の検討について早期着手すること。また、補助金等を活用して新規事業を開始する場合は、補助金等の終了をもって事業終了とする旨を実施要綱に記載し、利用者へ周知を行うこと。また、すでに補助金等を活用して事業を行っている場

合でも、ニーズや効果が薄れているものについては随時見直しを行うこと。

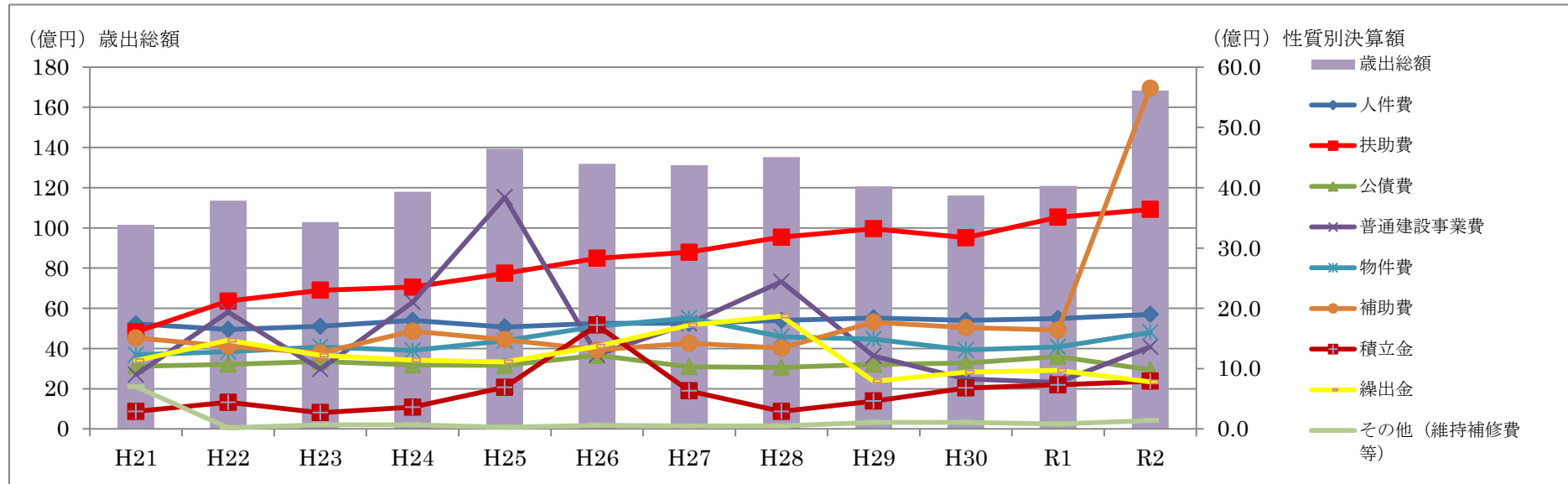
- 10 毎年、実行計画・事業計画表ヒアリングを実施し、事業の評価を行っているところではあるが、特に、新規の事業を開始する場合は、立案段階から一定の事業期間を設定し、その期間が終了する際に、事業の効果などを検証したうえで継続するかどうかを判断すること。

- 11 繰越が常態化している事業については、事業の必要性、緊急性について十分な検討を行い、事業量を精査し、進捗管理を徹底すること。関係機関等との調整を要する場合は、スケジュール管理を徹底し、早期に調整を図ること。

- 12 特別会計及び公営企業会計については、一般会計に準じて編成すること。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が完全適用されていることから、独立採算の原則を踏まえ、収入の確保や徹底した経費抑制策の実施等、これまで以上に経営健全化に向け努力すること。

- 13 予算の入力にあたっては、別紙「財務会計システム入力における留意事項」を必ず確認し、前年度から改善すべきところは見直しを行うこと。

【参考資料】各年度歳出決算額及び性質別決算額の推移



- ・「歳出総額」・・・庁舎建設、一括交付金事業が開始されたH24より恒常的に110億円を超えている。
- ・「人件費」「公債費」「その他(維持補修費等)」・・・ほぼ横ばいで推移、その他のH21は地域総合整備貸付金による増となっている。
- ・「扶助費」・・・毎年度1億円以上の増加で推移。10年前と比較すると約1.7倍以上となっており、増加額は約15億円である。R2決算が増額となった主な要因は、子育て世帯への臨時特別給付金負担金5,947万円の皆増、障害児通所等給付費の5,259万円の増等である。※H30が減となっている主な要因は、H29に執行された臨時福祉給付金1億1,603万円が終了したためである。
- ・「普通建設事業費」・・・H22各道路の事業費増、大規模工事(H24～H26庁舎建設、H27～H28坂田小増改築)による増である。R2決算においては、農水産物・流通・加工・観光拠点施設建設工事費25,780万円の増、坂田幼稚園改造防音工事費7,642万円の皆増となっている。
- ・「物件費」・・・H27から横ばい傾向が続いている。
- ・「補助費」・・・東部清掃施設組合への負担金増や介護広域連合へ加入したことに伴いH29の増加が大きくなっている。R2決算においては、特別定額給付金事業35億3,500万円の皆増、下水道事業会計補助金(事業収益)1億3,582万円の皆増、西原町内企業消費拡大商品券事業補助金9,972万円の皆増となっている。
- ・「積立金」・・・H25～H26の増加は町有財産(土地)の売払収入によるもの。H30～R1の増加は特別会計繰出準備基金の積立てによるもの。
- ・「繰出金」・・・H25までは各特会の事業費増減による影響。H26～H28は国保累積赤字補填のための法定外繰出による増となっている。